

Ⅶ 視覚障害のある児童生徒の指導

1 視覚障害とは

視覚障害とは、視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障をきたす状態をいう。視機能とは、視力、視野、色覚、光覚（明順応・暗順応）等の各機能から成り立っている。したがって、視覚障害とは、視力障害、視野障害、色覚障害、光覚障害等をいう。

<視覚障害のある児童生徒の行動等の特徴>

視覚を通じた情報が十分に得られないために、学習や生活において様々な支障や困難を伴うことが多い。支障や困難の程度は生活環境、これまでに受けた教育、本人の能力や性格等で個人ごとに大きく異なる。

- 視力障害からくるもの・・・初めて経験する事柄や未知の場面において、慣れるまでに支援が必要な場合が多い。その場合の日常生活における環境判断は聴覚の働きに頼ることが多い。視力がそれほど低くない場合は、視覚を使って活動するが、小さな部分が十分に見えていなかったり、見落としていたり、全体が分かりにくかったりすることがある。見たいものに目を近づける等、遠近感覚が不十分になる場合がある。
- 視野障害からくるもの・・・視野が狭い場合には、横から近づいてくるものに気づかない、段差に気づかない、物を探すのに時間がかかる、球技でボールを追うのが難しい等の傾向が見られることもある。
- 光覚障害からくるもの・・・羞明しゅうめいがあると明るい所ではまぶしがったり、目があけられなくなったりし、夜盲があると明るい所では行動できるのに、少しでも暗くなると行動が制限されることがある。

2 視覚障害のある児童生徒の指導

(1) 弱視特別支援学級及び通級指導教室における指導目標

- ① 保有する視力を十分活用できるように視覚の活用を図る。
- ② 拡大鏡や各種弱視レンズ類等の視覚補助具を必要に応じて有効活用する。
- ③ 作業や行事等を通して、生活経験の拡大を図る。
- ④ 障害のない児童生徒との生活や交流及び共同学習を通して生活経験を豊かにし、適切な対人関係並びに社会適応能力を養う。
- ⑤ 自己の障害を認識し、健康や安全に対する意識を育てる。

<弱視特別支援学級の対象>・・・拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者
(平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知)

<通級による指導（弱視）の対象>・・・拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする者
(平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知)

<県内の通級指導教室について>・・・平成22年度に県立千葉盲学校に開級し、小・中学校の通常の学級に在籍している視覚障害児童生徒に対して、各教科等の指導を通常の学級で行いながら障害に応じた特別の指導を、教育課程に位置づけて行っている。

○「サテライト教室について」

当該児童生徒が在籍する学校又は近隣の学校等に、千葉盲学校をはじめとする特別支援学校の通級指導教室（サテライト教室）を設置し、特別支援学校の教職員が授業を行っている。本人・保護者の負担をできるだけなくし、児童生徒がより居住地に近い場所で専門性の高い教育を受けられるようにすることを目的として設置されている。

- ・平成23年度「市川市開設」・平成24年度「船橋市開設」・平成26年度「君津市開設」・平成27年度「柏市開設」
- ・平成28年度「浦安市開設」※市川市、船橋市、浦安市は、県立船橋特別支援学校へ移管
- ・平成30年度「茂原市開設」県立大網白里特別支援学校へ移管

(2) 通常の学級における指導目標及び配慮事項

<軽度の視覚障害であり、教科等の学習を通常の学級において受けている者>

- ・指導目標 自分の見え方を知り、見えやすいように環境を調整できる力を育成する。
- ・配慮事項 拡大教科書等拡大した教材を活用すること、実験や観察の際に危険のない範囲で近づいてみることできるようにすること、照明や外からの光の入り方に配慮すること等で見えにくさに配慮することなどが必要である。

3 教育課程

(1)教育課程の編成

弱視特別支援学級は、学校教育法第81条の規定に基づき編成された学級であるが、あくまでも小・中学校の中に置かれた学級であり、特別支援学級の教育課程に関する法令上の規定は、小・中学校に関するものが適用される。

このため教育課程の編成は、原則として小・中学校と同様に行われるが、児童生徒の視覚障害の実態に即して少人数の学級編制を行うとともに、児童生徒一人一人の障害の状態や特性等に応じて具体的な目標を設定し、適切な指導を選び、配慮や工夫をしながら、教科指導等を行っていく必要がある。また児童生徒の障害の状態や特性等から特に必要がある場合には、学校教育法施行規則第138条により、特別の教育課程を編成することができ、特別支援学校の小・中学部の学習指導要領を参考にする。個別の指導計画の作成においては、学校教育全体の中での役割と位置付けを考えると同時に、視覚障害教育に対する校内職員の理解を深め、無理のない指導計画を作成することが大切である。

<全般的な配慮事項>

- ① 児童生徒の実態やニーズを適切に把握するとともに、保有する感覚を最大限に活用し、予測と確かめの力を育成すること。
- ② 視覚障害の状態等によって学習の困難を伴う内容については、基本事項の理解や導入段階の指導に重点を置く等、指導内容の精選と配列を工夫すること。
- ③ 学習の基礎となる能力を自立活動の時間における指導において重点的に指導するとともに、各教科と自立活動との関連性を個別の指導計画等において具体的に示すこと。
- ④ 各教科等の指導に当たっては、視覚を含め他の感覚も有効に活用し、体験的な活動を重視するとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。
- ⑤ 交流及び共同学習の一層の推進を図る工夫をすること。

(2)教育課程編成における週時程の具体例(通級指導教室の例)

	月	火	水	木	金
1			A	A	B
2					B
3					
4					
5	A・B	A・B	B	B	A
6	A	A・B		B	A

○児童生徒は、週時程で決められた時間に個別指導を受ける。

○週当たり授業時数

対象児A(自校)：8時間

対象児B(他校)：8時間

・A児、B児ともに教科等を通常の学級に委託して指導を受けている。

・状況に応じて、ペアで学習を進める。

4 合理的配慮の観点例(「教育支援資料<文部科学省>平成25年10月」より)

①教育内容・方法

①-1教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

見えにくさを補うことができるようにするための指導を行う。(視覚補助具の効果的な活用、他者へ積極的にかかわる意欲や態度の育成、見えやすい環境を知り自ら整えることができるようにする等)

①-1-2 学習内容の変更・調整

視覚情報が得にくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。(状況等の丁寧な説明、複雑な図の理解や読むことに時間がかかる等を踏まえた時間延長、観察では必要に応じて近づくことや触感覚の併用、体育等における安全確保等)

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

見えにくさに応じた教材及び情報の提供を行う。（聞くことで内容が理解できる説明や資料、拡大コピー、拡大文字を用いた資料、触ることができないもの（遠くのものや動きの速いもの等）を確認できる模型や写真など）また、視覚障害を補う視覚補助具やICTを活用した情報の保証を図る。（画面拡大や色の調整、読み上げソフトウェア等）

①-2-2 学習機会や体験の確保

見えにくさからの概念形成の難しさを補うために、実物や模型に触る等能動的な学習活動を多く設ける。また、気づきにくい事柄や理解しにくい事柄（遠かったり大きかったりして触れないもの、動くものとその動き方等）の状況を説明する。さらに、学習の予定を事前に知らせ、学習の過程や状況をその都度説明することで、主体的に状況の判断ができるように指導を行う。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

自己の視覚障害を理解し、眼疾患の進行や事故を防止できるようにするとともに身の回りの状況が分かりやすい校内の環境作りを校内の環境作り、見えにくいときには自信をもって尋ねられるような雰囲気を作る。また、視覚に障害がある子供等が集まる交流の機会の情報提供を行う。

②支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能及び弱視特別支援学級、通級による指導等の専門性を積極的に活用する。また、眼科医からのアドバイスを日常生活に必要な配慮に生かすとともに、理解啓発に活用する。さらに、点字図書館等地域資源の活用を図る。

②-2 児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

その児童生徒特有の見えにくさ、使用する視覚補助具・教材について周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②-3 災害時等の支援体制の整備

見えにくさに配慮して災害とその際の対応や避難について理解できるようにするとともに、緊急時の安全確保ができる校内体制を整備する。

③施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

校内での活動や移動に支障がないように校内環境を整備する。（廊下等も含めて校内の十分な明るさの確保、分かりやすい目印、段差等を明確に分かるようにして、安全を確保する等）

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

見えやすいように環境を整備する。（まぶしさを防ぐために光の調整を可能にする設備（ブラインドやカーテン、スタンド等）必要に応じて教室に拡大読書器を設置する等）

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

避難経路に明確な目印や照明を設置する。

5 指導の実際

(1) 指導内容と指導形態

①教科別の指導内容及び指導上の配慮事項

国語	(文字指導) ①書く指導では特に新出漢字については、見やすい大きさはっきりとした手本を必要に応じて用意し、大きな文字で形を整えて書き、正確に習得できるようにする。マス目のあるノート等の適した筆記用具を使用する。 ②読む指導では、行間を空けた拡大コピーを用意し、読み進める練習を積み重ねていく。 ③必要に応じて、文字拡大や音声の機能のついた電子辞書やタブレット端末、拡大読書器の活用を図る。
----	---

社 会	(地図指導や資料等の活用) 各種の記号や字体の異なる文字が複雑に入り組んだ地図の中から必要な事項を読み取る場合は、情報量を精選した上で①線を太く濃くする。②記号や文字を拡大する。③文字や記号等は境界線等に重ならないように配置する。④文字は引き出し線によって地図の外に書き込むようにする。⑤簡略化したシンプルな線や形にする。⑥配色する際には隣の色との明暗差をつける等の工夫が必要である。
算数・数学	(量と測定や図形の指導) できるだけ操作しやすく、視覚活用しやすい用具を用い、各種測定計器の目盛りの読み方等、測定技能の基礎に習熟させる。コンパスや定規等の使用には、適した筆記用具を使用する。(表やグラフの読み取り) グラフ中の数字や文字が十分に読み取れることを目安にグラフの大きさを拡大する等、読み取りやすさに配慮された教材を活用する。
理 科	(実験・観察) ①視覚以外の触れる、においをかぐ等の感覚も総合的に働かせ、自然の事象、現象を正確に理解できるようにする。 ②基本的な実験や観察の仕方については、年度始めや単元の始めに学習時間を確保し指導する。 ③実験の際は、目を近づけて見たり、薬品の種類や分量を見間違えたりすることによって、不慮の事故を起こすことのないよう十分に留意する。
音 楽	(合奏・合唱) 楽譜の見えにくさを解消するために、①楽譜全体の拡大、②用途に応じたパーツごとの拡大(楽譜と歌詞とに分けた表示)、③楽譜の表示の工夫(楽譜の必要な部分の着色や強調、太線での表示)等が必要である。
図画工作・ 美術	(絵画・造形における立体感の指導と鑑賞指導) 五感を活用して観察することの大切さを理解できるようにし、感じたものを表現したり、鑑賞した感想を発表したりすることを体験できるようにする。
保健体育	(基本運動と安全管理) ①走る・投げる・跳ぶ等の基本運動に全力で取り組めるよう、安全な環境づくりに配慮する。 ②眼疾患によっては、ボールがぶつかる等、外からの力に対して非常に弱いので、指導に当たっては、個々の障害の状態等を熟知しておき、その上で、能力を最大限に発揮できるようにする。
技術・家庭	(実習における安全指導) ①危険を伴いやすい用具や機械類を用いて実習をすることも多いので、不慮の事故を引き起こすことのないよう十分留意する。 ②本人が積極的に用具や機械類を使いながら安全な使用法を習熟し、安全確保と事故防止の態度や習慣を身につけることができるようにする。
外国語・ 外国語活動	(文字指導等) ①アルファベットの違いがはっきりわかるように一人一人に合わせた形や大きさを工夫する。 ②単語は、1語ずつゆっくりと読み上げ、次に2～3語のまとまりを意識して読み上げる。 ③言語理解だけでなく、その国の気候や通貨、民族衣装や料理、歌など、触って、味わって歌って分かる活動を積極的に取り入れる。

②自立活動

個人差が著しいため、具体的な目標やそれを達成するための指導内容あるいは指導上の留意事項等は個々によって異なるが、「自立活動」の時間を中心として、次の指導内容を基本に組み立てる必要がある。

<弱視特別支援学級の指導内容項目>

ア 視知覚・視覚認識

日常の遊びや教科学習の中で、物の大小や色形の弁別、図形の模写等の指導を行い、視知覚能力の向上を図る。

イ 運動技能

(ア) 実際に自分の手を動かした作業を通し「目と手の協応動作」の発達を促し、手指の巧緻性を高め、遊びや運動を通して、全身的な調整力を養う。

(イ) はさみ、カッターの使い方・迷路遊び・ひも通し・番号つなぎ・折り紙遊び

(ウ) 固定遊具・陸上運動・器械運動・なわとび・姿勢保持・ボール運動・水遊び・歩行

ウ 視覚補助具等の活用

遠用・近用弱視レンズの使用や拡大読書器の利用法を指導し、見えにくさの克服を図る。

エ 障害理解

「自立活動」の時間に児童生徒の障害からくる不安や悩みを聞く等、心理的なケアを定期的に行い、心理状態の把握に努める。また、弱視のある児童生徒自身が自己の障害を的確に認識し、具体的な場面で自ら進んで見えにくさに対処したり、それを改善したりする力を育てる。

オ 視覚管理

(ア) 現在ある視力の維持と活用ができるよう、自己による視覚管理を行い、ものを見る態度と習慣を育成する。

(イ) 必要な視覚補助具の選定と管理能力

(ウ) 視機能の異常等に敏感に対処できる能力・態度・習慣

カ 指導の形態

指導の形態は、視覚補助具の活用の仕方等は個別指導で、運動技能を培う内容は具体的な遊びや運動を通して楽しみながら取り組ませるといことから、小集団を中心として行うことが効果的である。

(2) 具体的な取り組み

個別の指導計画作成例

作成日：令和 年 月 日 作成者：

学年	児童氏名 (生年月日)	眼 疾 患	その他特記すべき障害
○年	○○ ○○()	先天性白内障	○○○○
視力	裸眼 右 () / 左 () 矯正 右 () / 左 () 両眼 遠方 近方		使用補助具 眼鏡 (有・無) 単眼鏡 拡大教科書 (文字サイズ30ポイント使用) 書見台、ライト付きルーペ使用、白杖 (校外)
育 成 歴 ・ 教 育 歴	<ul style="list-style-type: none"> ・○○市子ども発達センターで3歳から療育を受ける。 ・盲学校の幼稚部の通級指導を受ける。(5歳から) ・就学相談時の発達検査では、知的な遅れはなかった。(IQ △△) 		
児 童 生 徒 の 実 態	運 動 面	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行は一人でできるが、急いでいると少しの段差や落ちている物につまずいたり、机等にぶつかったりしてしまうことがある。階段は、一人で昇降できる。 ・校庭・校外(戸外)での移動は、一人で行くことができる。道路に出る時には、白杖を持って移動している。 	
	学 習 面	<ul style="list-style-type: none"> ・国語では、登場人物やあらすじを話すことができる。漢字は、覚え間違いがあったりする。 ・算数の文章題は苦手だが、計算は得意で学年相応の理解がある。定規の目もりを見間違っていることがある。 ・手作業に苦手意識があり、新しい用具や道具の扱いに戸惑うことがある。 ・テストでは、拡大した問題を使ったり、内容の説明を受けたりすることで、意欲的に参加するようになってきている。 ・社会と理科については特に興味関心が高い。 	
	社 会 性	<ul style="list-style-type: none"> ・対人関係は良好で、自分から積極的に関わることができる。集団行動ではまわりの動きが読めず、遅れてしまう場面が見られる。 ・交流学級での失敗を長く引きずり、弱視学級での学習に思うように取り組むことが難しい時がある。 	
	配 慮 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・学校全体で廊下や教室の床にはなるべく、物を置かないようにする。 ・ルーペや書見台等の使用に関して、交流学級で理解啓発の授業を行うようにする。 	

本人・保護者の願い		
<本人> ・友達と仲良くしたい。 <保護者> ・本人の得意な教科の能力を交流学級でも発揮できるようになってほしい。 ・場面に応じた望ましい話し方を身につけ、交流学級での活動に進んで参加できるようになってほしい。		
長期目標		
・ルーペを使用し、正しく見る習慣を身につける。 ・教師や友達に対して自分の意思や気持ちを、正しい言葉で伝える。 ・集団活動では、予習を行うことで生活や学習に見通しを持って参加する。		
短期目標		
<前期> ・交流学級の時にも単眼鏡やルーペを持参し、国語や理科等の調べ学習では、自らルーペを用いて授業に参加する。 ・分からないことがあった時は自ら、聞くようにする。 ・交流学級や弱視学級での係仕事に友達と一緒に取り組む。		
	目 標	手 立 て
国語	・教科書の内容を理解し、登場人物の心情や場面を読み取ることができる。 ・△年生の漢字を習得する。	・話の内容のイメージがしやすいように弱視学級で大まかな内容を理解してから交流学級に行くようにする。 ・タブレットPCを使用し、自分が書いた漢字を大きくして正しいかどうか確認するようにする。
自立活動	・いろいろなことに興味をもち進んで学ぶ意欲を身につける。 ・一緒に活動している友達や周囲の状況が変化した場合は、近くにいる友達に援助を求めることができる。 ・単眼鏡やルーペの扱いに慣れ、使用して学習に取り組む。	・実際に触れたり、聞いたり、じっくり見たりし、体験的な活動を通して身のまわりの物や事象に興味をもつように働きかける。 ・時間における指導で、集団に参加するための手順やきまり（丁寧な言葉遣い・質問の仕方）等について知る。必要に応じて在籍学級の活動時に弱視学級担任が付き添い、支援する。 ・時間における指導で、単眼鏡やルーペの調整を学ぶ。また小さい文字や遠くの文字が見えにくい時に自分から使用するように指導する。

<引用・参考文献>

- 1) 小・中学校における視力の弱い子どもの学習支援（日本弱視教育研究会）平成21年
- 2) 教育支援資料（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）平成25年
- 3) 国立特別支援教育総合研究所ホームページ
- 4) 千葉県立千葉盲学校ホームページ